

技術提案書に係る評価基準

別紙－１

業務名：令和８年度三宅町県有地活用造成計画等作成業務委託
 業務番号：大和構ス第２１号
 業務場所：磯城郡三宅町石見地内

●配置予定技術者・企業の経験及び能力等（技術点その１）

簡易型（価格評価点：技術評価点＝１：１）

評価項目				評価基準	技術点				
					管理技術者	担当技術者	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者の経験及び能力 ※８	業務執行技術力	資格・実績	技術者資格	技術者資格を次のとおり評価する。（※６） ①技術士（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」） ①技術士（技術部門（建設部門）「都市及び地方計画」） ①一級建築士 ②ＲＣＣＭ「都市計画及び地方計画」 ③上記①②以外	①３ ②１．５ ③０	①３ ②１．５ ③０	①２ ②１ ③０	８	５０ ※９
			業務実績①	平成２７年４月１日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。）（※６） 同種業務：１件あたり５ha以上の開発面積に係る道路計画及び用排水計画、調整池計画を含む造成に関する基本計画策定業務（※１） 類似業務：１件あたり５ha以上の開発面積に係る造成に関する基本計画策定業務（※１） ①同種業務の実績が２件以上ある ②同種業務の実績がある ③類似業務の実績がある ④上記①②③以外	①８ ②４ ③２ ④０	①４ ②２ ③１ ④０		１２	
			業務実績②	平成２７年４月１日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県県土マネジメント部発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。）（※６） ①中和土木事務所管内における業務実績あり ②上記①以外の奈良県内における業務実績あり ③上記①②以外	①３ ②１．５ ③０	①２ ②１ ③０		５	
	専門技術力	成績・表彰	成績評定	令和５年４月１日以降、令和７年３月３１日までに完了した国土交通省または奈良県県土マネジメント部発注の土木関係建設コンサルタント業務のうち管理技術者として従事した業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する。（※２）（※３） ①７５点以上（業務成績評定点の最高値－７５）×０．４ ②７５点未満０．０	Max ９			９	
			表彰実績	近畿地方整備局発注の令和３年４月１日以降、令和７年３月３１日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰の実績について、次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。）（※６） ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ③事務所長表彰の実績あり ④上記①②以外	①２ ②１ ③０	①１ ②０．５ ③０		３	
	業務執行体制	手持ち業務量	手持ち業務量	公告日時点における契約金額５００万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。 （照査技術者として従事するものは含めない。）（※７） （管理技術者） ・手持ち業務量の件数が１０件以上、または手持ち業務量の契約総額が５億円以上の場合、－５ （担当技術者・１人につき） ・手持ち業務量の件数が５件以上、または手持ち業務量の契約総額が２億円以上の場合、－３	①０ ②－５	①０ ②－３ ③－６ ④－９		０～ －１４	
及び企業能力の経歴 ※８	専門技術力	成績	企業成績評定	令和３年４月１日以降、令和７年３月３１日までに完了した奈良県県土マネジメント部発注の土木関係建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する。（※４）（※５） ①６５点以上（業務成績評定点の平均値－６５）×０．４ ②６０点以上６５点未満（業務成績評定点の平均値－６５）×０．８ ③６０点未満－６．０	Max １３			１３	

- ※１ 国又は地方公共団体が発注した業務に限る。
 ※２ 評価対象となる委託業務等成績評定点は、県土マネジメント部発注業務であれば「調査、計画業務」・「概略、予備設計業務」・「詳細設計業務」とし、国土交通省発注業務であれば「調査・計画業務」・「設計業務」とする。
 ※３ 契約金額１００万円以上の国土交通省及び奈良県県土マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は７５点として評価は０点とする。
 ※４ 評価対象となる委託業務等成績評定点は、「調査、計画業務」・「概略、予備設計業務」・「詳細設計業務」・「工事管理業務」・「積算技術業務」とする。
 ※５ 契約金額１００万円以上の奈良県県土マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は６５点として評価は０点とする。
 ※６ 担当技術者を複数名配置する場合の評価値は、「技術者資格」・「業務実績①」・「業務実績②」・「表彰実績」の評価内容ごとに、全ての担当技術者のうち最高値のみを採用する。
 ※７ 「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、－１４点とする。
 ※８ 「配置予定技術者の経験及び能力」、「企業の経験及び能力」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加算しない。
 ※９ 技術点その１の技術点合計が減点により０点を下回る場合は失格とする。

●業務の実施方針（技術点その２）

評価項目	評価の着目点		技術点		
	実施方針	評価基準	評価点	小計	合計
実施方針・実施手順・実施体制・その他	実施方針	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	６	５０
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		４	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		４	
	実施体制	業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。		８	
	その他	業務実施にあたって留意すべき項目に関する着眼点①「現場条件等を考慮した工程表を作成するための考え方及び留意事項等」について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		１４	
		業務実施にあたって留意すべき項目に関する着眼点②「事業地の有効活用を見据えた造成計画（道路計画及び用排水計画、調整池計画を含む）を策定するための考え方及び留意事項等」について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		１４	

※※の評価値は、審査員による５段階評価（１００％・７５％・５０％・２５％・０％）を行い、その平均点により算出する。このとき、小数第３位以下が生じた場合は、切り捨てにより小数第２位まで算出する。

合計	１００
----	-----

●総合評価の方法

■評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

□価格評価点の算出方法

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／入札書比較価格（※））（※）入札書比較価格…予定価格の消費税及び地方消費税抜きの金額
 価格評価点の配分点は、『６０点』とする。

□技術評価点の算出方法

技術評価点＝６０点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

価格評価点および技術評価点は、小数第３位以下を切り捨てし、小数第２位まで算出する。